

生活資金貸付事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第9号

生活資金貸付事業特別会計条例を廃止する条例

生活資金貸付事業特別会計条例（昭和51年3月河合町条例第1号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の生活資金貸付事業特別会計条例の規定に基づく生活資金貸付事業特別会計の平成30年度の歳入、歳出及び決算については、なお従前の例による。